

気象特別警報等発表又は地震発生時の対応について

1 (1) 気象特別警報又は気象警報が発表の場合

「京田辺市」に午前7時又は午前7時以降に、気象特別警報又は気象警報が発表された時は、待機となる。

* 気象特別警報とは、「大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」6種類

* 気象警報とは、「大雨、洪水、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪」7種類

(2) 地震発生の場合

午前7時まで京田辺市において震度5弱以上の地震が発生した場合は、休園とします。

- 2 午前10時まで、気象特別警報又は気象警報が解除された時は、速やかに登園してください。(但し、午前保育の時は、午前9時までとする)
- 3 午前10時現在で、気象特別警報又は気象警報がまだ解除されない時は、休園とします。
- 4 在園中に、「京田辺市」に、気象特別警報又は気象警報が発表された時、震度5弱以上の地震が発生した場合は、保育を中止とします。子ども達の生命、身体の安全確保を第一として、園長の判断で対応を行います。
- 5 降園に伴う迎えの案内や休園等については、子ども連絡網や幼稚園のホームページ等でお知らせしますので、速やかに迎えに来てください。
- 6 その他
 - (1) 午前7時以降の対応については、在宅時や登園中など子ども達の状況は異なりますので、家庭での適切な判断をお願いいたします。
幼稚園に到着後は、4の「在園中」の対応を致します。
 - (2) 幼稚園への問い合わせの電話は、ご遠慮ください。(ただし、事故の通報及び緊急連絡等は除きます。)
 - (3) 気象特別警報・地震等が発表発生時は、周囲の状況や情報等に留意し、ただちに命を守るための行動をとるようにしてください。

※園行事等でクラスや学年で保育時間が違っている場合は、通常保育のクラスや学年に準じます。

※警報で休園になった場合は、預かり保育はありません。